

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 1 2 2 3 号)

平成 2 5 年 7 月 1 1 日

横情審答申第1223号

平成25年7月11日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

平成24年7月23日健更相第318号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者が現在所有している療育手帳の交付申請書一切」の個人情報非開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が「請求者が現在所有している療育手帳の交付申請書一切」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「請求者が現在所有している療育手帳の交付申請書一切」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成24年5月11日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成5年に療育手帳の再交付申請をしたと主張している。療育手帳の新規交付又は再交付に係る申請書（以下「交付申請書」という。）の保存年限は5年であり、平成5年に申請があったとすれば、保存年限の経過により既に廃棄済みである。

申立人が現在所持している療育手帳（以下「本件手帳」という。）は、実施機関が平成に入ってから発行した療育手帳であることは間違いないと思われる。しかし、本件手帳の内容は、当初の発行年である昭和62年に交付された療育手帳の内容と同じであると思われ、また、平成5年に療育手帳の再交付があった場合に記録されるべき障害の程度の判定を行った判定日等の表記がなかったことから、本件手帳が正式に発行されたという記録を確認することができなかった。

正式な発行記録がないことは、本件請求の以前から確認していたが、念のため本件請求を受けて、再度平成元年度から平成8年度までの発行記録を確認したが、本件手帳に係る発行記録は確認できなかった。

- (2) 申立人は、交付申請書は個人別のファイルに収蔵されるはずであると主張するが、健康福祉局障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の事務係においては

本件個人情報保有しておらず、判定機関としての役割を担う相談係では、保管する個人ファイルの中に、事務係が受理した交付申請書の原本を保管することはない。念のため相談係で保有する申立人に係る個人ファイルを確認したが、本件個人情報は存在しなかった。

- (3) 以上のことから、本件個人情報は、更生相談所において保有していないため非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 申立人は、平成5年に療育手帳の再交付を受けた。貼付された本人の写真が当時のものであることから明らかである。しかし、実施機関は、交付申請書を平成5年に受理したかどうかははっきり述べておらず、これを取得して廃棄したのかがどうか不明である。また、交付申請書に添付する判定書が現存することから、市は平成5年に本件個人情報を取得し、依然として保有している可能性がある。

本件個人情報である交付申請書は、申請が受理されれば更生相談所が管理する個人別のファイルに収蔵されるはずである。個人別のファイルに収蔵されている文書に当時のものが依然として保管されていることからみても、市は当該ファイルに保存されている同時期の交付申請書を廃棄せずに保有しているはずである。また、療育手帳交付台帳等に本件手帳の再交付情報が記録されていないことから記録前に交付申請書を使用済みとして廃棄するとは到底考えられない。

実施機関は、あたかも本件個人情報が「療育手帳の発行記録」であるかのように、発行記録を探してなかったとしているが、本件個人情報はあくまで「療育手帳の交付申請書」である。実施機関は、本件請求を受けて、再度平成元年から8年までの発行記録を確認したが、申立人の療育手帳に係る発行記録は確認できなかったと主張しているが、一体この記録は何なのか、何故平成元年から8年までなのかについて全く説明がない。

- (3) 申立人は、本件手帳が平成5年特定月日に交付されたものだと再三訴え、横浜市福祉調整委員会にも申立てをしたが、実施機関は平成5年に療育手帳が交付されたことを認めてこなかった。

申立人はこれまで主張を変えていないにもかかわらず、実施機関は、平成24年12

月に、システム上の本件手帳の再交付日の訂正（追記）を認めている。当時の資料が全く存在しないまま再交付の日付を正確な情報として訂正することは考えられないため、実施機関は本件個人情報を保有しているはずである。

今回の訂正で、平成5年に本件手帳が発行されたことが正式に認められたことにより、当初の実施機関の非開示理由説明にある平成5年の本件手帳の発行を否定する旨の主張とは矛盾することとなる。申立人としては、結局のところ実施機関が本件手帳の発行を認めているのか否定しているのか分かりかねる。

5 審査会の判断

(1) 横浜市療育手帳交付事務について

ア 厚生事務次官（当時。現在の厚生労働事務次官）は、昭和48年9月27日、療育手帳制度に関する厚生事務次官通知（昭和48年9月27日発児第156号。以下「事務次官通知」という。）を各都道府県知事及び各指定都市市長（以下「各自治体」という。）あてに発出し、知的障害児及び知的障害者（以下「知的障害者等」という。）に対して一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援助措置を受け易くするため、知的障害者等に療育手帳を交付し、もって知的障害者等の福祉の増進に資することを目的とする「療育手帳制度要綱」を定め、交付対象者、実施主体、療育手帳の交付手続、交付後の障害の程度の確認等について明らかにした。さらに、厚生省児童家庭局長（当時。現在の厚生労働省社会・援護局長）は、同日、厚生省児童家庭局長通知（昭和48年9月27日児発第725号。以下「局長通知」という。）を各自治体に発出し、療育手帳の活用、名称及び記載事項、障害の程度の判定、療育手帳交付後の手続等について明らかにした。

事務次官通知や局長通知では、各自治体が療育手帳制度を適正かつ円滑に実施するとともに、当該制度が実効ある運用となるために、上記の事項を明らかにしているが、障害の程度の区分など、各自治体が療育手帳制度を運用する上で必要なその余の事項については、各自治体が独自に定めることはさしつかえないものとされた。

各自治体では、事務次官通知及び局長通知に基づき療育手帳制度が創設され、療育手帳制度の実施に関する要綱が制定された。当審査会が確認したところ、横浜市では、横浜市療育手帳制度実施要綱（以下「本件要綱」という。）を昭和51年には施行し、療育手帳制度を実施していたことが認められる。

イ 療育手帳制度は、平成11年の地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正による機関委任事務の廃止に伴い、各自治体の自治事務とされた。横浜市では、当該制度が自治事務となった後も、障害の程度の区分など、当該制度を運用するために必要な事項は本件要綱に規定していることが認められる。

現在施行されている本件要綱（平成24年度健更相第1049号）では、第4条で療育手帳の交付に係る障害の程度の判定について定めており、障害の程度の判定は、標準化されたビネー式知能検査による診断範囲値を用いて、A1からCまでの5段階の基準により、判定機関である児童相談所及び障害者更生相談所の長が行うものとしている。また、障害等級が1級、2級又は3級の身体障害者手帳を所持している場合などは、療育手帳の交付に係る障害の程度を加重できるものとしている。

第5条及び第8条では、療育手帳の交付に係る事務手続を定めており、交付対象者又は保護者は、療育手帳の交付又は再交付を受けようとするときは、居住地を管轄する福祉保健センターの長を経由して、新規交付申請書又は再交付申請書を市長に提出するものとしている。また、市長は、療育手帳の交付を決定したときは、福祉保健センターの長を経由して申請者に療育手帳を交付するものとしている。

第6条では、療育手帳交付後の障害の程度の確認について定めており、児童相談所及び障害者更生相談所の長は、療育手帳の交付を受けた者の交付後の障害の程度を確認するため、原則として18歳までは2年ごとに時期を指定してその判定を行うものとしている。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件手帳の交付申請書である。実施機関は、本件個人情報は保有していないとして非開示としている。

(3) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件個人情報は保有しておらず非開示としたと主張しているため、平成25年1月24日に実施機関からの事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 交付申請書は5年保存であり、本件個人情報だけでなく、申立人が申請したとする平成5年当時の他の申請者の記録も全て存在しないため、本件個人情報を非開示とした。

(イ) 平成5年当時、更生相談所及び福祉事務所（当時。現在の福祉保健センター）において、療育手帳の交付事務のチェックリストとして用いていた交付者一覧にも申立人からの申請の記録がなかったため、本件手帳の交付申請書を受理したか否か確認することができなかった。

(ウ) 本件手帳の交付申請書を受理したか否か確認することができないため、本件手帳の再交付申請日が判然としないものの、本件手帳は、実施機関が交付したものであると考えている。

現在の事務としては、療育手帳の所持者が18歳になる前に療育手帳に係る障害の程度の再判定を行うが、併せて、区長等からの依頼に基づき、進路相談等への活用を目的とした総合判定を行う場合があり、一般的には、この2つの判定は同日に行われる。

更生相談所には、申立人が平成5年当時に総合判定を受けた記録が保管されていることから、この総合判定の実施と同時期に本件手帳を再交付したと考えられる。そうすると、本来であれば、本件手帳の再交付に係る日付の記録は、チェックリストとして用いている交付者一覧や平成9年から導入している福祉関連の個人データを管理するシステム（現在の福祉保健システム。以下「システム」という。）に残されているべきであったと考える。

これらの事情や平成5年当時に本件手帳が交付されたという申立人の説明が具体的であったことなどを考慮し、平成5年の総合判定の依頼日である平成5年特定月日に本件手帳の再交付申請があったものとして再交付日を新たにシステム上に記録することを決定し、平成24年12月に実施機関から申立人に対して通知した。

イ 当審査会では、以上を踏まえ、次のとおり判断した。

実施機関は、本件手帳の交付申請書を受理したか否か確認することができなかったものの、平成5年特定月日に本件手帳の再交付申請があったものとしたのであり、交付申請書は5年保存であるとして、平成5年当時のこれらの申請書は既に全て廃棄したとしていることからすると、当審査会としては、そのほかに本件個人情報の存在を推認させる事情を認めることができず、本件個人情報は保有していないとの実施機関の主張は是認せざるを得なかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、

妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年7月23日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年8月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年8月28日 (第219回第二部会) 平成24年9月13日 (第213回第一部会) 平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・諮問の報告
平成24年10月11日 (第215回第一部会)	・審議
平成24年10月25日 (第216回第一部会)	・審議
平成24年11月8日 (第217回第一部会)	・審議
平成24年11月22日 (第218回第一部会)	・審議
平成24年12月13日 (第219回第一部会)	・審議
平成25年1月10日 (第220回第一部会)	・審議
平成25年1月24日 (第221回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年2月7日 (第222回第一部会)	・審議
平成25年2月28日 (第223回第一部会)	・審議
平成25年3月14日 (第224回第一部会)	・審議
平成25年3月28日 (第225回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成25年4月11日 (第226回第一部会)	・審議
平成25年4月25日 (第227回第一部会)	・審議

平成25年5月9日 (第228回第一部会)	・審議
平成25年5月23日 (第229回第一部会)	・審議
平成25年6月13日 (第230回第一部会)	・審議